

山形県公立小中学校事務職員研究協議会米沢支部規定

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は山形県公立小中学校事務職員研究協議会米沢支部と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の指定するところにおく。

(目的)

第3条 本支部は山形県公立小中学校事務職員研究協議会の下部組織として学校事務の研究に努め、会員の資質向上を図り、また米沢地区の教育振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 山形県公立小中学校事務職員研究協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (3) その他本支部内の目的達成のために必要なこと。

第2章 組織

(会員)

第5条 本支部は山形県公立小中学校事務職員のうち米沢地区内の学校に勤務する学校事務職員で構成する。

(機関)

第6条 本支部に次の機関をおき、米沢市小中学校教育研究会学校事務部会（以下 学校事務部会）とともに活動する。

1 全体会 2 事務局会

(役員)

第7条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 学校事務部会 部長が兼務する。
- (2) 副支部長 学校事務部会 事務局長が兼務する。
- (3) 事務局員 学校事務部会 県理事・県委員を含む事務局員が兼務する。
- (4) その他に支部長が必要と認める者。

(総会)

第8条 全体会は支部長が必要と認めたとき開催する。

(事務局会)

第9条 事務局会は支部長、副支部長、事務局員をもって構成し、次の事項を審議し、全体会に提案する。

- (1) 支部規定の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他本支部の運営に関すること。

第3章 役員

(任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、運営を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局員は支部長の指示を受け事業をおこなう。

(選出)

第11条 削除

(任期)

第12条 役員の任期は1年とし、再任をさまたげないものとする。
役員に欠員が出た場合に後任の任期は次の役員が決まるまでとする。

第4章 経費

(会費) 活動計画により協議し決定する。

第13条 本支部の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本支部の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第5章 その他

(その他)

第15条 この規定のほか本支部運営に関する事項は内規によるものとする。

附則

この規定は平成27年6月25日より施行する

平成30年 2月14日 一部改正

平成30年 6月28日 一部改正

平成30年 7月24日 一部改正

令和 7年 5月28日 一部改正